

西宮市上下水道局共同住宅等に係る参考メーター取替費用の減免に関する要綱
[3]

(平成16年5月17日)
(西宮市水道局訓令第3号)

沿 革

- 平成17年4月28日 決裁水給11号 [1]
平成20年4月30日 西宮市水道局訓令第2号 [2]
平成26年4月1日 西宮市上下水道局訓令第2号 [3]
平成27年12月1日 西宮市上下水道局訓令第8号 [4]

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同住宅等に係る参考メーターの取替（西宮市上下水道局が施工するものに限る。）費用の減免について、必要な事項を定めるものとする。[3]

(法令等)

第2条 この要綱に定めるもののほか、参考メーターの設置については、西宮市上下水道局給水装置工事設計・施行基準に定めるところによる。[2] [3]

2 この要綱及び西宮市上下水道局給水装置工事設計・施行基準に定めのないものについては、水道法及び同法施行令並びに西宮市水道事業給水条例及び西宮市水道事業給水条例施行規程（以下「給水条例施行規程」という。）を準用する。[2] [3]

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 上下水道事業管理者をいう。
- (2) 申請者 共同住宅等に係る参考メーター取替費用減免（以下「減免」という。）の申請者をいう。
- (3) 参考メーター 給水条例施行規程第15条の2第1項第2号に規定する参考メーターであって、私設の水道メーターをいう。
- (4) 遠隔指示式メーター 参考メーターのうち、1棟すべての各戸メーターの指針について、遠隔指示により1箇所又は数箇所の集中検針盤で検針する方式のものをいう。
- (5) 直読式メーター 参考メーターのうち、遠隔指示式メーター以外のものをいう。
- (6) 検定満期 計量法及び同法施行令（以下「計量法等」という。）の規定による検定証印の有効期間の満了をいう。
- (7) 各戸検針・徴収契約 共同住宅等における各戸検針・徴収事務に関する要綱の規定による共同住宅等の各戸検針徴収に関する契約をいう。

[1] [3]

(減免対象等)

第4条 管理者は、申請者から申込みを受けた次の各号のいずれかに該当する参考メーターの取替えに係る費用について、減免を行うものとする。

- (1) 現に給水条例施行規程第15条の2第1項第2号に規定する料金算定の方法を適用している共同住宅等に係る参考メーター
- (2) 新たに給水条例施行規程第15条の2第1項第2号に規定する料金算定の方法を適用することになった共同住宅等に係る参考メーター

2 減免額は、取替費用の実費とする。[1][2]

(減免の要件等)

第5条 管理者は、次の各号に定める要件に該当していると認められるときでなければ、減免を行ってはならない。

- (1) 各住宅の給水設備は、それぞれ独立したものであること。
- (2) 給水設備のうちの共用となる散水栓等（以下「散水栓等」という。）に参考メーターが設置されていること又は散水栓等が他の参考メーターを通過していること。

2 減免の対象となる参考メーターの取替えは、管理者が特に認めた場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 参考メーター及び参考メーターの設置に必要な一切の付属設備を新設した後における検定満期による取替え。
- (2) 共同住宅等の各戸及び共用使用水栓に私設の水道メーターが設置されている場合における各戸検針・徴収契約締結後の検定満期による取替え。
- (3) 既設の参考メーターの故障又は回転不良（取替え後1年以内に生じた故障又は回転不良について明らかに製作上の欠陥と認められるもの場合を除く。）による取替え。

3 申請者が、この要綱に基づき減免を受けた後、給水条例施行規程第15条の2第1項第1号に規定する料金算定の方法の適用を受けることになった場合は、原則として、次回以降の検定満期に係る参考メーターの取替え及び前項第3号に規定する参考メーターの取替えについては、減免対象としないものとする。

(減免の申請者)

第6条 申請者は、各戸検針・徴収契約締結者又は締結継承者とする。

(申請)

第7条 この要綱に基づき減免を受けようとする者は、参考メーター取替申込書兼費用減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出するものとする。[1]

(減免の決定等)

第8条 管理者は、前条に定める申請書の提出があったときは、必要な審査を行うものとする。

2 管理者は、減免を行う旨を決定したときは、その旨及び減免額を参考メーター取替費用減免決定通知書（様式第2号。以下「減免決定通知書」という。）により、減免しない

旨を決定したときは、その旨を参考メーター取替費用減免不可決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定による減免を行う旨の決定に際し、必要な条件を付すことがある。

4 減免を行う旨の決定の通知を受けた者は、減免通知書に記載された期限日までに、管理者に取替工事概算額から減免額を控除した額を支払わなければならない。

（権利の承継）

第9条 申請者は、減免の申請後又は管理者から費用減免決定等の通知を受けた後において申請者の資格を失った場合は、その地位を当該共同住宅等に係る正当な申請資格者に対し継承するものとする。この場合においては、参考メーター取替費用減免申請者継承届（様式第4号）を管理者に提出するものとする。

（減免の取消し及び請求）

第10条 管理者は、この要綱に基づき減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免の決定を取り消し、減免額の全部又は一部の支払いを請求することがある。

(1) 減免の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請又は不正な方法によって減免を受けたことが明らかになったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他管理者においてその必要を認めたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、減免に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

1 平成16年3月31日までに財団法人西宮市水道サービス協会が受付した平成16年度分の参考メーターの取替申込みは西宮市水道局が受付したものとみなし、西宮市水道局共同住宅等に係る参考メーター取替費用の助成に関する要綱（平成12年4月3日西宮市水道局訓令第1号）に基づく助成金の交付申請は、この要綱に基づく減免申請として取り扱う。

2 この訓令は、平成16年4月1日から実施する。

付 則（平成17年4月28日決裁水給第11号〔1〕）

この取扱いは、平成17年4月1日から実施する。

付 則（平成20年4月30日西宮市水道局訓令第2号〔2〕）

この訓令は、平成20年5月1日から実施する。

付 則（平成26年4月1日西宮市上下水道局訓令第2号〔3〕西宮市水道事業経営

審議会運営要綱等の一部を改正する訓令 21 条による改正付則)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

様式 〔略〕